
令和6年度 山梨県介護支援専門員実務研修 開催要領

1 目 的

介護支援専門員として利用者の自立支援に資するケアマネジメントに関する必要な知識及び技能を修得し、地域包括ケアシステムの中で医療との連携をはじめとする多職種協働を実践できる介護支援専門員を養成することを目的とする。

2 実 施 主 体： 山梨県

3 研修実施機関： 一般社団法人 山梨県介護支援専門員協会に委託

4 対 象 者： 介護保険法第69条の2に規定する「介護支援専門員実務研修受講試験」に合格した者

5 日程及びカリキュラム： 別添日程表のとおり

・研修形態や日程・場所等の変更他、緊急のお知らせは山梨県介護支援専門員協会のホームページ等で案内する。【 <https://www.yamanashi-cma.com/> 】

6 受講申し込み

・申しこみ先： 一般社団法人 山梨県介護支援専門員協会（研修実施機関）
・申しこみ方法： 一般社団法人 山梨県介護支援専門員協会ホームページに掲載の令和6年度山梨県介護支援専門員実務研修 受講申し込みリンクから申し込む。
※詳細は、別添「申込方法及び受講までの流れ」を参照のこと。

・申しこみ期日： 令和5年度以前の試験合格者は 令和6年10月25日(金)まで 厳守
令和6年度の試験合格者は 令和6年12月5日(木)まで 厳守
※期日を過ぎての申し込みは受け付けない。
※申し込み後、参加を取り消す場合は速やかに研修実施機関に連絡のこと。

7 受 講 料： 53,000円（テキスト代を含む）

・納入期日： 令和5年度以前の試験合格者は 令和6年11月25日(月)まで 厳守
令和6年度の試験合格者は 令和6年12月6日(金)まで 厳守

・納入方法
※納付方法は「山梨県収入証紙」で納付することとする（納付方法の詳細は、受講決定通知に案内を同封する）。
令和6年度合格者は、合格通知に同封、令和5年度以前の合格者には別途郵送する。
※一度納付された受講料は、いかなる理由でも返金及び翌年度への持ち越し等はできない。

8 研修受講地

・介護支援専門員実務研修は、実務研修受講試験の受験地の都道府県で受講することを原則とする。

・試験に合格後、山梨県外へ転出等の理由で他の都道府県で受講を希望する場合は、山梨県健康長寿推進課【TEL：055-223-1455】へ、その旨相談のこと。

9 修了証明書の交付

- (1) 本研修の全科目を受講し、修了評価において合格基準に達していると認められた者に、修了証明書を交付する。
- (2) 課題の提出状況、試験、演習状況等により評価し、修得不十分と評価される場合は、補講やレポートの提出等で補う場合がある。
- (3) 次に該当する場合は、該当科目に係るカリキュラムを修了したとみなさないため、修了証明書が発行できないことがある。研修受講態度が著しく不良の場合は修了証明書を発行しない。
 - ① やむを得ない事由がない遅刻や早退、途中退席した者
 - ② 研修受講態度が不良な者
 - ・研修の進行を妨げる行為をおこなった者
 - ・講師等の指示に従わない者
 - ・研修会場に迷惑をかける行為をおこなった者
 - ・研修の参加者として好ましくない行為を行った者
 - 例)他者への攻撃的発言、講義と関係のない行動、演習に参加しない 等
 - ③ 研修中の課題等を提出しない者
 - ④ 課題等の提出期限を厳守しない者
 - ⑤ 秘密保持義務を守らない等、介護支援専門員の義務や倫理を損なうような行為をおこなった者

また、受講要件を満たさないまま研修を受講した者については研修修了証明書を交付しない。
- (4) 全科目の受講を前提としているため、欠席・遅刻・早退等があった場合は、修了できないことを原則とする。但し、感染症・その他傷病や、身内の不幸等のやむを得ないと認められる事情により未受講となった場合に限り、代替措置を認める場合がある。(代替措置の時間数には上限(研修合計時間の1/3)があり。)

10 研修記録シート

本研修の受講及び修了にあたっては、研修受講前・後の到達度を確認するため、受講者が各自当該シートを作成することを必須とする。

※様式・提出方法等の詳細については、山梨県介護支援専門員協会のホームページを通じて別途案内する。

11 受講に必要なもの

課題様式の配付、課題の提出等は、インターネットを通じて行うものがあるため、次の環境が必要となる。

- ・インターネット接続環境
- ・電子メールアドレス

※研修期間中、研修内容に関わることや、緊急連絡等重要なメールを送信する場合があるため、Excelファイル等が確実に送受信できる個人用のアドレスとする。

・マイクロソフト Excel・Word・PDF が使えるパソコン

※科目によってはオンライン研修を予定しているため、Zoom 会議の使用が可能であること。

また、試験時の画面共有の都合上スマートフォン・タブレットでの参加はできない。

12 受講にあたっての留意点

- ・遅刻・途中退席は原則として認めない。
- ・感染症蔓延防止の観点から、健康状態の申告、マスクの着用、(状況によって、フェイスシールドの着用)、手指のアルコール消毒、検温等、研修機関が指示する感染防止対策を徹底すること。
- ・換気等の都合で、室温調整が十分にできないことがあるため、衣服等で各自調整のこと。

13 個人情報について

本研修の申し込み、提出書類に記載された個人情報については、適正に管理を行い、山梨県介護支援専門員実務研修の修了証明書発行及び名簿登録業務等、研修の運営管理のみに使用する。

14 その他

- ・本研修は、「令和6年度山梨県介護支援専門員再研修・更新研修」と合同開催する。
- ・自然災害の発生等により、研修の開催もしくは継続が困難であると判断した場合は、日程変更等の措置をとる。
- ・研修に係る諸連絡、緊急の連絡事項等は、一般社団法人 山梨県介護支援専門員協会のホームページ【 <https://www.yamanashi-cma.com/> 】にて周知する。

15 会場：別添日程表のとおり

オンライン研修と集合研修がありますのでご注意下さい。

問い合わせ先

- ・研修に関すること一般社団法人 山梨県介護支援専門員協会
(TEL:055-222-1661/fax:055-222-1671)
- ・受講料の納入・証の登録に関すること...山梨県健康長寿推進課 介護サービス振興担当
(TEL:055-223-1455/fax:055-223-1469)

〈 申込方法及び受講までの流れ 〉

申込み
(オンライン)
※

- インターネットを利用して、山梨県介護支援専門員協会ホームページに掲載の受講申込リンクにアクセスする。

- ①研修内容を確認し、必要事項を記入の上、送信をクリック
 - ②送信後、記入したメールアドレスに Google フォームから返信が届けば申し込み完了
- ※お使いのパソコンやメールソフトによっては、自動返信が迷惑メールフォルダへ入ってしまう場合があります。迷惑メールフォルダ内のご確認もお願い致します。

※再研修・更新
研修のみ
受講決定通知の
送付

- 再研修・更新研修申込者

書類審査後、山梨県介護支援専門員協会から、受講可否等を記載した通知と、受講料の納付書が、申込者の本人あてに郵送される。【11月中旬頃送付予定】

- 実務研修申込者

令和5年度以前の合格者は、受講料の納付書が本人あてに郵送される。
【11月中旬頃送付予定】

令和6年度の合格者は、合格通知に受講料の納付書が同封の上、本人あてに郵送される。
【11月25日合格発表】

受講料の納入

- 各研修の期日までに受講料を納入する。

研修受講

- 受講者へ受講票をメールにて送信する。

当日は受講票または公的身分証明書にて本人確認を行うため、持参のうえ受講する。

※ オンラインでの申込みとなります。やむを得ない事情がある場合は御相談ください。